

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第51号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（1）避難所</p> <p>ア 避難所には、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を<u>收容する</u>。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを<u>收容する</u>福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>（基本額）</p> <p>避難所設置費 1人1日当たり <u>300円</u></p> <p>[略]</p> <p>エ [略]</p> <p>（2）応急仮設住宅</p> <p>ア 応急仮設住宅には、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものを<u>收容する</u>。</p> <p>イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、<u>2,401,000円</u>以内とする。</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を必要とするものを<u>数人以上收容でき</u>、かつ、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できる。</p> <p>オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の借上げを実施し、これらに<u>收容する</u>ことができる。</p> | <p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（1）避難所</p> <p>ア 避難所の<u>供与は</u>、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者<u>に対して行う</u>。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに<u>供与する</u>福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>（基本額）</p> <p>避難所設置費 1人1日当たり <u>310円</u></p> <p>[略]</p> <p>エ [略]</p> <p>（2）応急仮設住宅</p> <p>ア 応急仮設住宅の<u>供与は</u>、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの<u>に対して行う</u>。</p> <p>イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、<u>2,530,000円</u>以内とする。</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を必要とする<u>複数のもの</u>に<u>供与でき</u>、かつ、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置できる。</p> <p>オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の借上げを実施し、これらに<u>供与する</u>ことができる。</p> |

カ・キ [略]

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。

イ [略]

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,010円以内とする。

エ [略]

(2) 飲料水の供給

ア [略]

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ [略]

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)・(2) [略]

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内の額とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

| 季別 | 期間 | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人以上の世帯 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------------------------|
| 夏季 | 4月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 5人を超える者1人ごとに7,300円を49,700円に加算した額 |
| | から9月まで | 17,200 | 22,200 | 32,700 | 39,200 | 49,700 | |
| 冬季 | 10月 | 28,500 | 36,900 | 51,400 | 60,200 | 75,700 | 5人を超える者1人ごとに10,400円を75,700円に加算した額 |
| | から3月まで | | | | | | |

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

| 季別 | 期間 | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人以上の世帯 |
|----|----|------|------|------|------|------|----------|
| 夏季 | 4月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 5人を超える者1 |

カ・キ [略]

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。

イ [略]

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,040円以内とする。

エ [略]

(2) 飲料水の供給

ア [略]

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費又は資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ [略]

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)・(2) [略]

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

| 季別 | 期間 | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人以上の世帯 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------------------------|
| 夏季 | 4月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 5人を超える者1人ごとに7,500円を51,200円に加算した額 |
| | から9月まで | 17,800 | 22,900 | 33,700 | 40,400 | 51,200 | |
| 冬季 | 10月 | 29,400 | 38,100 | 53,100 | 62,100 | 78,100 | 5人を超える者1人ごとに10,700円を78,100円に加算した額 |
| | から3月まで | | | | | | |

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

| 季別 | 期間 | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人以上の世帯 |
|----|----|------|------|------|------|------|----------|
| 夏季 | 4月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 5人を超える者1 |

| | | | | | | | |
|----|-----------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--|
| | から | 5,600 | 7,600 | 11,400 | 13,800 | 17,400 | 人ごとに2,400円 を17,400円に加算 した額 |
| | 9月 まで | | | | | | |
| 冬季 | 10月 から 3月 まで | 9,100 | 12,000 | 16,800 | 19,900 | 25,300 | 5人を超える者1 人ごとに3,300円 を25,300円に加算 した額 |

(4) [略]

4・5 [略]

6 被災した住宅の応急修理

(1) [略]

(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行い、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり520,000円以内とする。

(3) [略]

7 [略]

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷し、修学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

(2) [略]

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

ア [略]

イ 文房具及び通学用品費

(ア)～(ウ) [略]

(4) [略]

9 埋葬

(1)・(2) [略]

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人201,000円、小人160,800円以内とする。

(4) [略]

10 [略]

| | | | | | | | |
|----|-----------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--|
| | から | 5,800 | 7,800 | 11,700 | 14,200 | 18,000 | 人ごとに2,500円 を18,000円に加算 した額 |
| | 9月 まで | | | | | | |
| 冬季 | 10月 から 3月 まで | 9,400 | 12,300 | 17,400 | 20,600 | 26,100 | 5人を超える者1 人ごとに3,400円 を26,100円に加算 した額 |

(4) [略]

4・5 [略]

6 被災した住宅の応急修理

(1) [略]

(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行い、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり547,000円以内とする。

(3) [略]

7 [略]

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

(2) [略]

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

ア [略]

イ 文房具費及び通学用品費

(ア)～(ウ) [略]

(4) [略]

9 埋葬

(1)・(2) [略]

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人206,000円以内、小人164,800円以内とする。

(4) [略]

10 [略]

| | |
|---|---|
| <p>11 死体の処理</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用 1体当たり <u>3,300円</u></p> <p>イ 死体の一時保存のための費用 死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費、既存の建物を利用できない場合にあっては1体当たり<u>5,000円</u>。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>12・13 [略]</p> <p>別表第2（第14条関係）</p> <p>1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者</p> <p>(1) 日当</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり <u>19,800円</u>以内</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> | <p>11 死体の処理</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用 1体当たり <u>3,400円</u></p> <p>イ 死体の一時保存のための費用 死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費、既存の建物を利用できない場合にあっては1体当たり<u>5,200円</u>。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>12・13 [略]</p> <p>別表第2（第14条関係）</p> <p>1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者</p> <p>(1) 日当</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり <u>21,700円</u>以内</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成26年4月1日から適用する。